

令和 8 年 8 月

住宅改造助成のしおり

【問い合わせ先】

稲美町役場 健康福祉課 高齢福祉係
電話：079-492-9137（直通）

1. 制度概要

日常生活に介護を要する高齢者及び心身障がい者（以下、「高齢者等」という）が、安心して健やかな生活がおくれるように、高齢者等が居住しているまたは居住しようとする住宅の改造等に係る経費を助成します。

※助成決定前に着工（契約）したものは対象となりませんので、必ず事前にご相談ください。

2. 対象世帯

次の（１）～（３）全てを満たす世帯

（１）次の①～③のいずれかに該当する人（以下、「対象者」という）が属する世帯

- ①介護保険制度の要介護認定または要支援認定を受けた被保険者
- ②身体障害者手帳の交付を受けた人
- ③療育手帳の交付を受けた人

※②および③の世帯の場合、障がい者ご本人の身体などの状況により、該当しない場合がありますので、**必ず事前にご相談ください。**

（２）同一世帯の生計中心者の収入が次の要件を満たす

- ・給与収入のみの人は、前年分の給与収入金額が 800 万円以下
- ・給与収入のみ以外の人は、前年分の所得金額が 600 万円以下

※世帯分離している場合や住民票上の住所が異なる場合であっても、同一家屋に居住する場合は、同一世帯とみなします。また、別居であっても対象者を税の扶養控除対象としている人は、同一世帯とみなします。

※6月30日までに申請された場合は、前々年中の所得で判断します。

1月1日時点で町内に住所がない場合、申請時期に対応した所得課税証明書等が必要になります。

（３）過去に「住宅改造助成金」「住宅改修費」の支給を受けていない

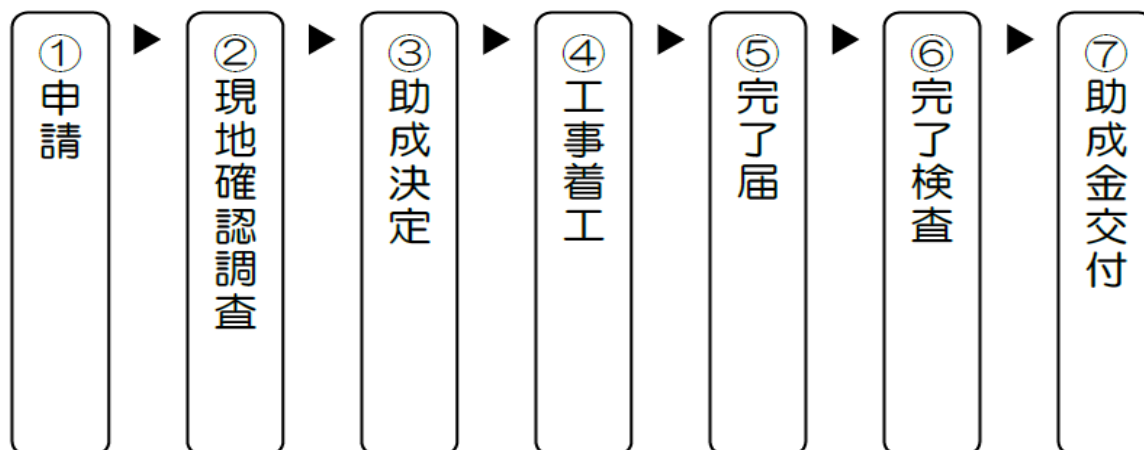
住宅改造助成金の申請は、原則として1軒の家に対して1回限りです。

※介護保険等の住宅改修費の初回利用時に一体的な申請が必要です。原則として、過去に住宅改修費の支給を受けた人は、住宅改造助成事業の対象外となります。ただし、介護の重度化等により、再申請が可能になる場合もありますのでご相談ください。

3. 対象工事

対象者の身体状況に応じた住宅の改造で、住まいの改良相談員が現地確認のうえ、住宅改造の必要性・緊急性等を評価し、必要と認める範囲の改造
※将来に向けての予防的な工事や単に古くなったものを新しく取り替える工事、新築住宅については、助成対象になりません。

4. 助成金交付までの流れ



※介護保険の住宅改修費等に関しては上記以外の手続きが別に必要となります。

① 申請

必ず工事着工前に、下記5点の書類をご提出ください。

- ☐ 住宅改造助成申請書
- ☐ 工事図面（施工前、施工後）
- ☐ 工事費見積書
- ☐ 改造予定箇所の写真（撮影年月日がわかるもの）
- ☐ 住宅改修が必要な理由書

以下の書類は、必要に応じてご提出ください。

- ☐ 工事承諾書（借家に居住している場合）
- ☐ 世帯全員の前年分の所得税額等を証明する書類
（1月1日時点で町内に住所がない人がいる場合）
- ☐ 建築確認申請書の写し（10㎡以上の増築または改築を行う場合）
- ☐ 希望日程調査票
- ☐ 仕様書・カタログ

※申請前に工事に着手している場合は助成の対象になりません。

② 現地確認調査

申請後に町から現地確認調査の日程調整の連絡をします。

住まいの改良相談員が訪問のうえ現地確認をしますので、施工業者等に立会いを依頼してください。

③ 助成決定

現地確認調査後に審査を行い、町から「住宅改造助成決定(却下)通知書」及び工事完了後に提出いただく書類（請求書等）を送付します。

※申請内容とおりの工事を行ってください。やむを得ず対象者の身体状況や工事内容等が変更になる場合は、必ず着工前に町にご連絡ください。原則、着工後の追加工事は助成対象外になります。

④ 工事着工

町から「住宅改造助成決定通知書」が届いたら、決定日より3カ月以内に工事に着手し、「住宅改造工事着手届」を速やかに提出してください。

※契約は助成決定通知後をお願いします。

⑤ 完了届

決定した工事について、必ず申請年度の3月31日までに工事を完了し、助成金請求の手続きを行ってください。

工事終了後速やかに以下の書類を提出してください。

- ☐ 住宅改造工事完了届
- ☐ 工事費請求内訳書
- ☐ 工事完成写真（撮影年月日がわかるもの）
- ☐ 住宅改造助成金請求書
- ☐ 領収書

⑥ 完了検査

工事が申請内容どおりに施工されているか等を訪問のうえ確認します。

⑦ 助成金交付

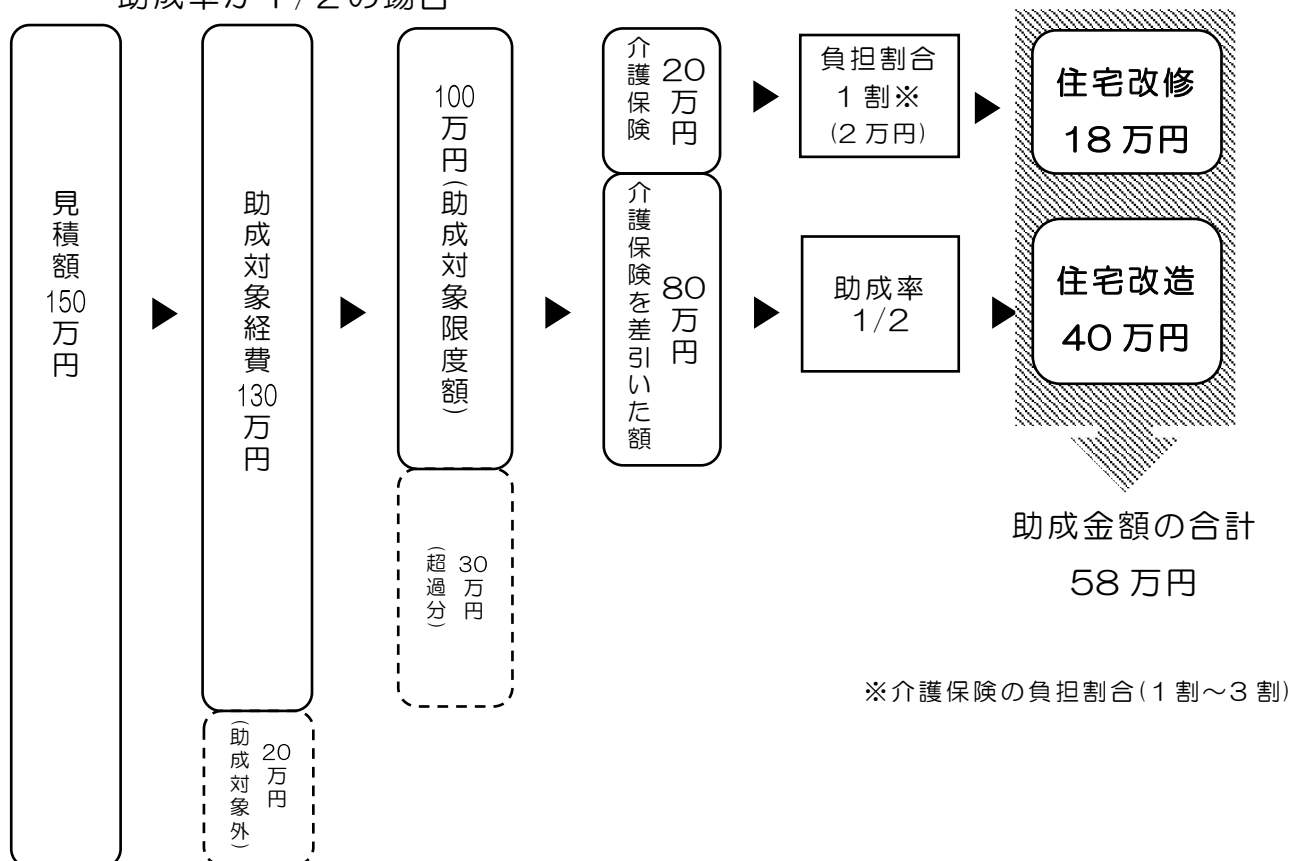
助成金は、完了検査後、請求書指定の口座に振り込みます（償還払い）。

該当工事完了前に入院（又は施設入所）し、該当工事完了後の3月31日までに退院（又は施設退所）しない場合には、申請の取り下げをお願いします。

5. 助成金額について

助成対象経費(限度額 100 万円)と世帯階層区分に応じた助成率(別表参照)によって助成金額が決定します。

(例) 要介護認定を受けた人が属する世帯が、見積額 150 万円の工事を行い、助成率が 1/2 の場合



○助成金額の計算方法

1 世帯につき、助成対象経費と 100 万円を比較して少ない方の額から、次の(1)または(2)に定める額を控除した額(※)に、世帯階層区分に応じた助成率(別表参照)を乗じて得た額を助成する。

※対象者が複数いる場合は、介護保険等の限度額(20 万円)×人数分を控除した額

(1) 介護保険制度の居宅介護住宅改修費限度額または介護予防住宅改修費限度額

(限度額 20 万円、改修費用の 7～9 割を支給)

(2) 稲美町重度身体障害児・者住宅改修費給付事業実施要綱の住宅改修費の支給対象となる世帯で

は、住宅改修費の支給限度額

(限度額 20 万円、原則改修費用の 9 割を支給)

また、対象世帯が、対象者用居室等の住宅改造を伴う増築または改築を行う場合において、住宅改造に要する経費のほか、住まいの改良相談員が必要と認める玄関、寝室、浴室、便所、高齢者等のために行う寝室などへのミニキッチンの取付けに係る工事に要する経費について、1 世帯につき、増改築面積 1 m²あたり 15 万円(ミニキッチン除く)と 150 万円を比較して少ない方の額に 1/3 を乗じて得た額を助成する。

別表

世帯階層区分		助成率
A	生活保護法による被保護世帯	3/3
B	生計中心者が当該年度分町民税非課税の世帯	9/10
C	生計中心者が前年分所得税非課税で当該年度分町民税均等割のみ課税の世帯	9/10
D	生計中心者が前年分所得税非課税で当該年度分町民税所得割及び均等割課税の世帯	2/3
E	生計中心者が前年分所得税課税の世帯 (所得税額 7 万円以下の世帯) ・生計中心者が給与収入のみの者で前年分の給与収入金額が、800 万円以下の世帯 ・生計中心者が給与収入のみ以外の者で前年分の所得金額が、600 万円以下の世帯	1/2
F	生計中心者が前年分所得税課税の世帯 (所得税額 7 万円を超える世帯) ・生計中心者が給与収入のみの者で前年分の給与収入金額が、800 万円以下の世帯 ・生計中心者が給与収入のみ以外の者で前年分の所得金額が、600 万円以下の世帯	1/3

《悪徳リフォーム業者にご注意ください》

- ・見積書は 2 社以上の見積りを取ることをおすすめします。
- ・見積書が一式金額のみ記載されているような場合は、「1 個いくらの何を何個取り付けるのか」「1 m²何円の工事を何m²行うのか」「どこのメーカーの型式何番の器具を取り付けるのか」が詳細に書かれた見積内訳明細書を必ず作成してもらってください。その内容、金額に納得したら契約してください。
- ・必要のない工事は、はっきりと断るようにしましょう。